

母子保健DXについて

1. **情報連携基盤 (PMH) を活用した母子保健DXについて**
2. 母子健康手帳の電子的な交付について

「母子健康手帳の見直し方針について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書（令和4年9月20日）

1. 全体的な事項について

(1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

- ・現状：令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
- ・今後の対応：
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、**令和7年度を目標時期として**地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した**母子健康手帳のデジタル化に向け、環境整備**を進めていくことが適当
 - ・**令和5年度以降**、保護者に対する育児等の情報 **（任意様式）について、主として電子的に提供**することが適当

(2) 名称について

- ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
⇒ **「母子健康手帳」の名称は変更しない**
- ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

母親

- ・心や体のことで悩みがある場合に地域の**子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載**を追加
- ・**産後ケア事業に関する記録欄を追加**し、関係者間での実施状況等の共有を推進
- ・妊婦健診の標準的な**検査の内容や意義等について情報提供を充実**、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加

父親や家族

- ・**父親や家族が記載する欄を増加**
- ・家族の多様性を踏まえ、**適切な範囲で「保護者」という表現に改定**

子ども

- ・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理
- ・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に**学童期以降の健康状態の記録欄**を追加

その他

- ・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、**多様性に配慮した情報提供を充実**
- ・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につなげられるよう、**相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供**
- ・災害時への対応として、**避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供**

「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

➡ マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、**マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊産婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提としない情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理*⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

	現行のプロセス	主な課題
健診情報の流れ	保護者が問診票に回答～医療機関で確認	問診票が紙で運用⇒問診票の確認までにタイムラグ
	健診実施～自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
	報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力⇒業務負担、システムの財源確保が課題
	データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
	データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱いなどの仕組みが未整備※
	マイナポータルへの情報登録～閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- ・ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、**母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。**

4 記録の収集等に関する体制等

（1）予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策

- ・ 個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療機関・学校等での正確なコミュニケーションに役立てるため、引き続き、PHR（Personal Health Record）を推進する。また、予防接種、電子処方箋、乳幼児健康診査、電子カルテ等の医療・保健情報について共有・交換できるよう、「**全国医療情報プラットフォーム**」の創設に向けた取組を**推進する**。そのため、**乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する**。また、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。（一部再掲）

母子保健DXに関する政府方針

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

（2）全国医療情報プラットフォームの構築

② 自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

- ・ 母子保健に関して、乳幼児健診や妊婦健診情報等の共有について、2023年度中に、希望する自治体において事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組

5. 準公共サービスの拡充

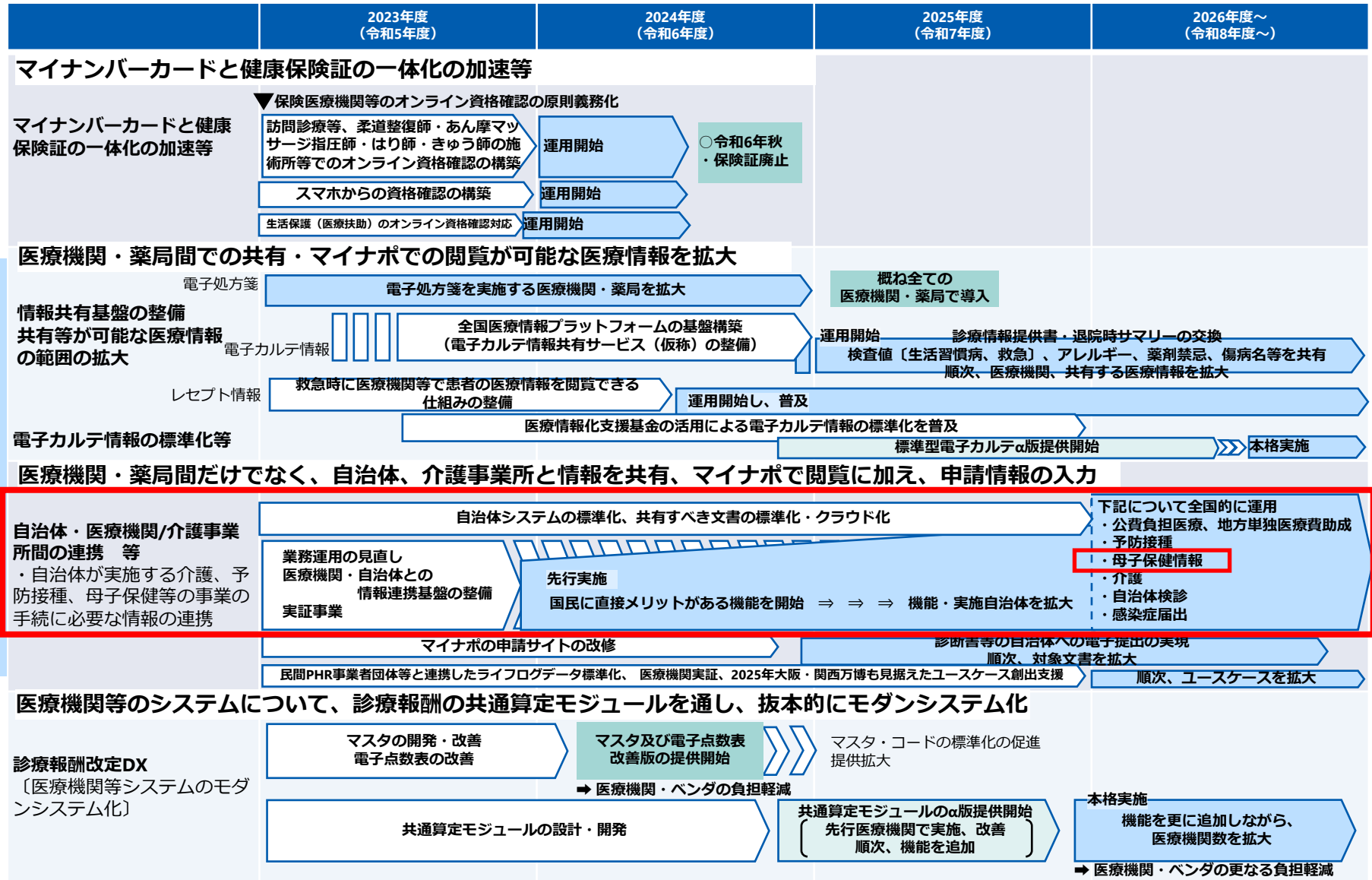
（1）健康・医療・介護分野

④ 母子手帳との連携の強化

- ・ 国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健のマイナンバーカードを利用した情報連携について、希望する自治体や医療機関から運用を2023年度（令和5年度）中に開始する。母子保健分野については、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

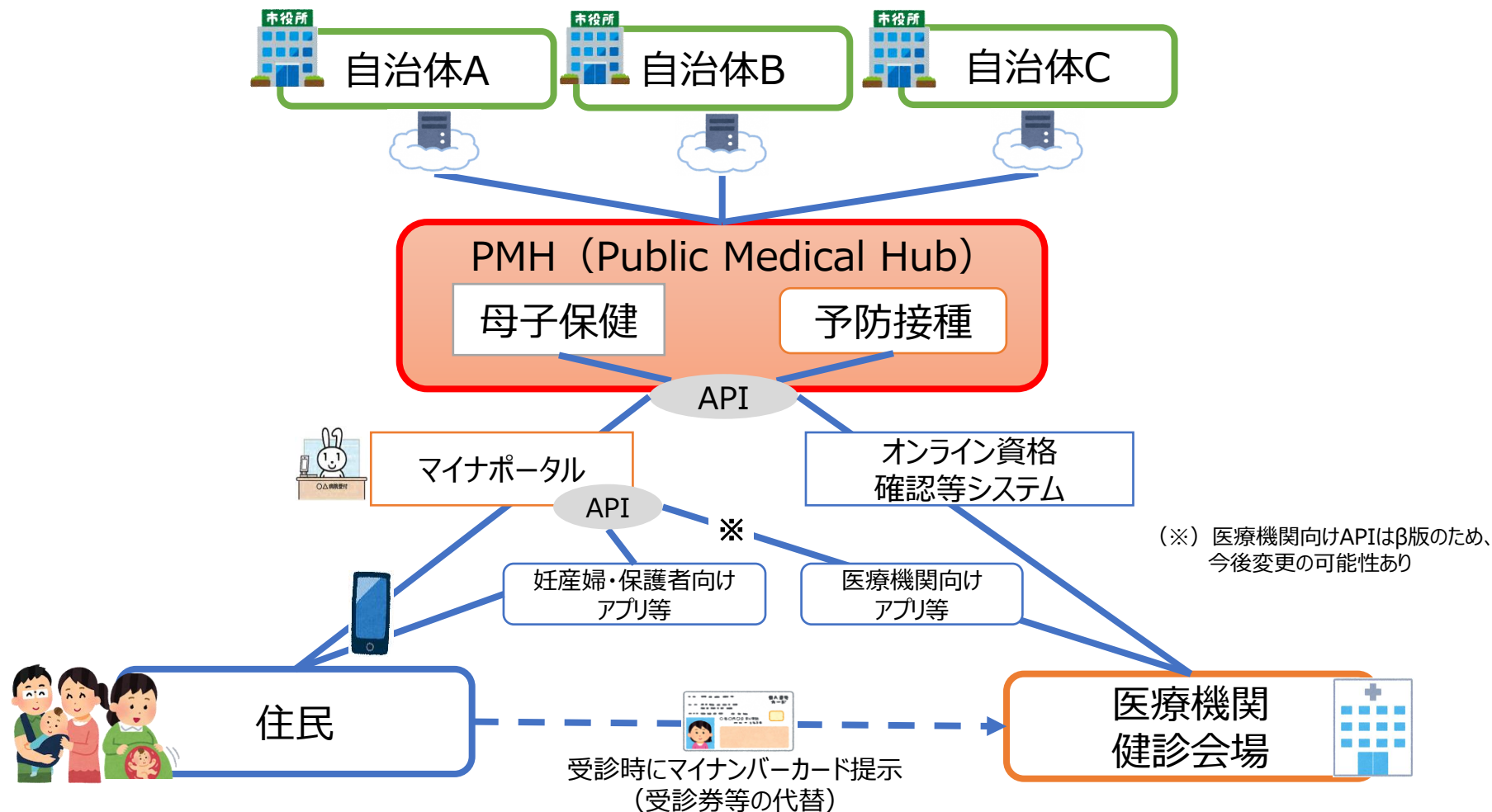
全国医療情報プラットフォームの構築



母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用した情報連携について

- 母子保健、予防接種、公費負担医療・地方単独の医療助成制度について、住民、医療機関、自治体間での必要な情報を連携するための情報連携基盤（PMH: Public Medical Hub）をデジタル庁で開発。
- 令和5年度中に、母子保健領域では乳幼児健診・妊婦健診を対象として、マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に関する事業を希望する自治体で先行実施。

【母子保健および予防接種のPMHによる情報連携のイメージ】



母子保健のデジタル化で将来的に目指すイメージ（妊婦健診・乳幼児健診）

健診前

健診時

健診後

現状

◆ 紙の問診票に記入して、医療機関に提出

- ✓ 紙の問診票を毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 受診時に、紙の受診券を医療機関に提出

- ✓ 毎回、住所や氏名などを記載する必要がある



◆ 健診結果は、母子健康手帳で確認

- ✓ 紙の手帳を持ち歩く必要
- ✓ マイナポータルで情報を見れるようになるまでタイムラグ



将来 (イメージ)

◆ 問診票をスマートフォンで入力可能に

- ✓ 住所や氏名などの情報は自動で入力
- ✓ 問診結果はオンラインで医師等と共有



◆ マイナンバーカード1枚で健診を受診可能に

- ✓ 紙の受診券への記載への住所や氏名などの記載が不要に
- ✓ 紙の受診券を管理・提出する手間が不要に

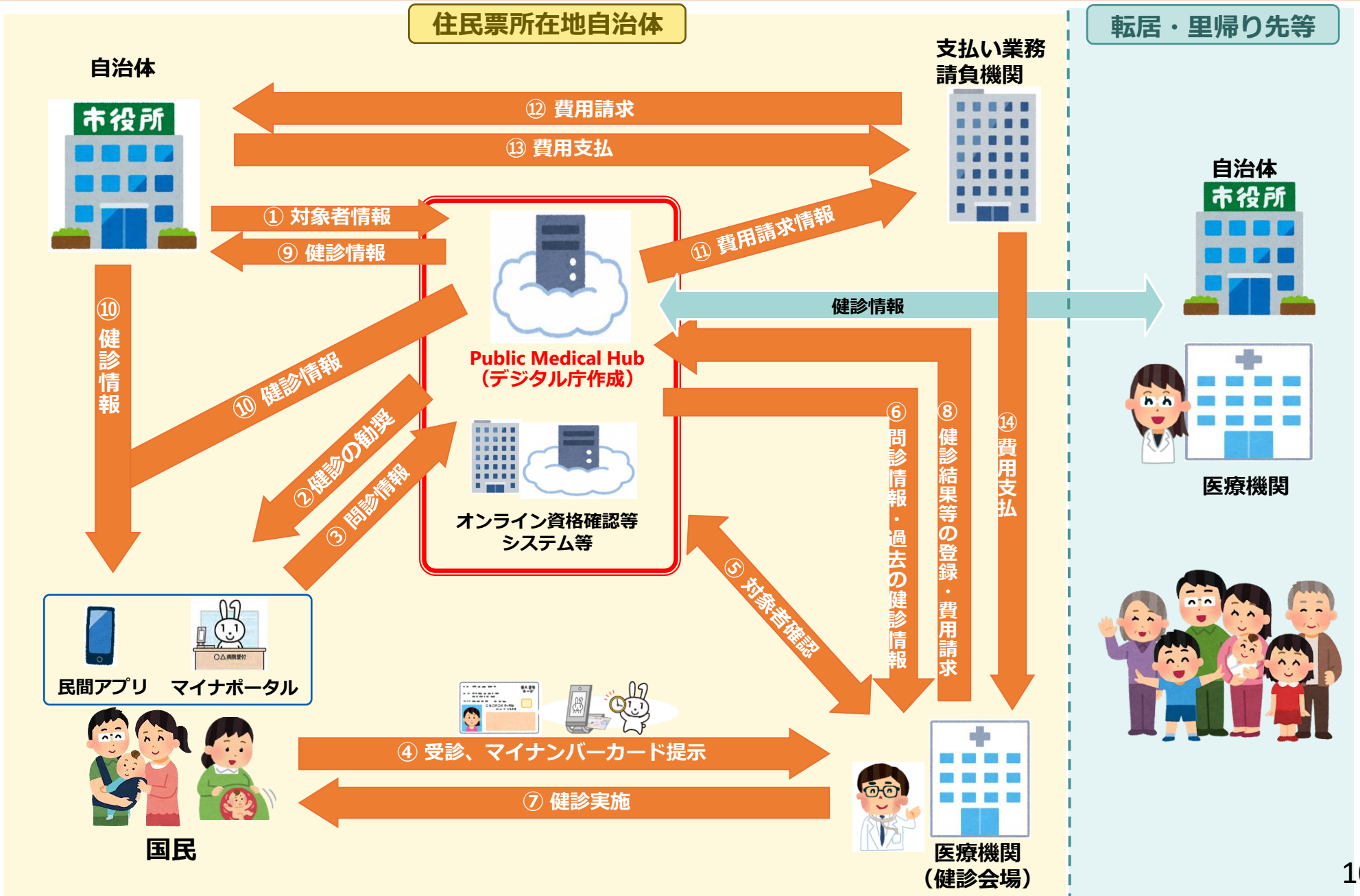


◆ 健診結果をスマートフォンでいつでも確認可能に

- ✓ 健診情報を自身の健康管理や次回の妊娠等に有効活用
- ✓ 健診結果を医師等とスムーズに共有し、より質の高い医療サービスに

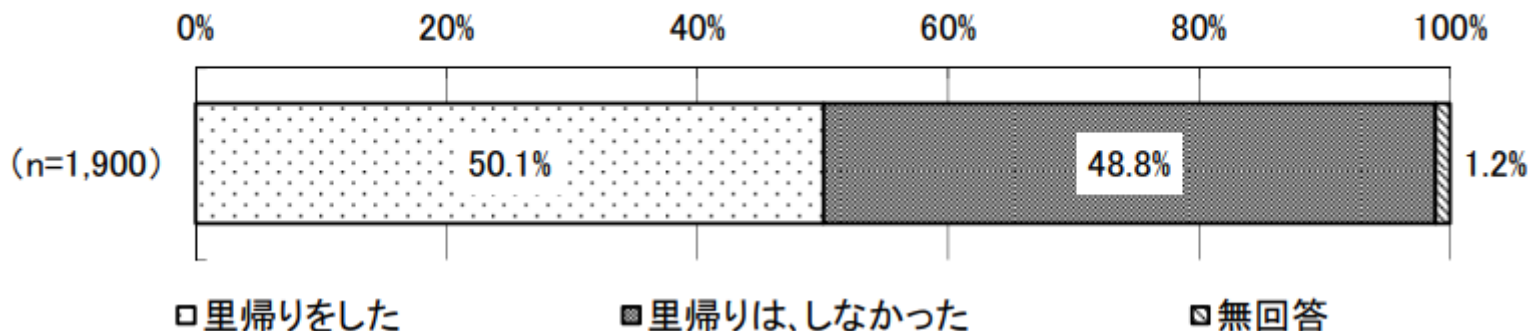


母子保健DX（乳幼児・妊婦健診）のイメージ

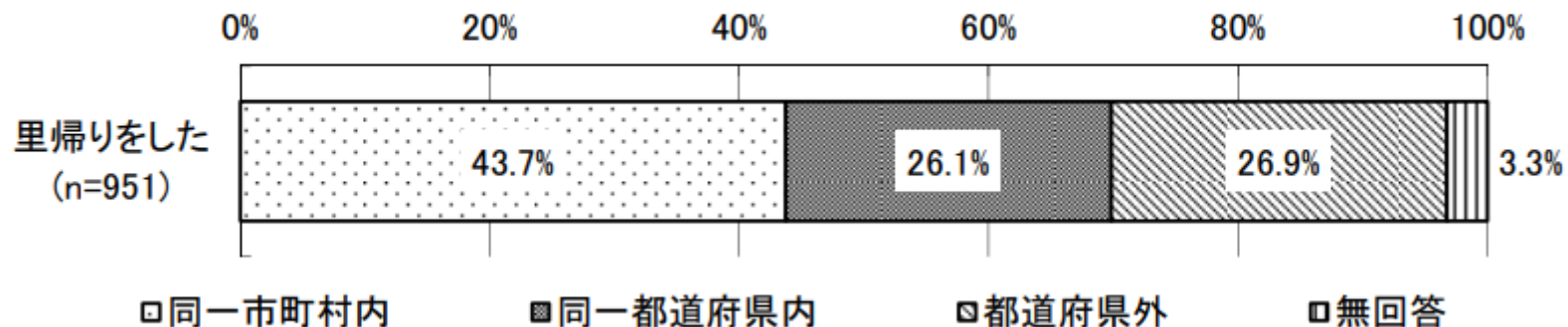


- 出産に当たって里帰りをする妊産婦が一定程度存在する。

図表 2-18 出産にあたっての里帰り(F8)



図表 2-23 出産にあたっての里帰り(場所)(F8sq1)



里帰り出産をする妊産婦への支援について

令和5年9月14日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡「里帰り出産をする妊産婦への支援について（依頼）」より抜粋

妊婦の里帰り出産の予定の有無や里帰り先の自治体・医療機関についての把握

- 1 住民票所在地の市区町村においては、伴走型相談支援における妊娠期や妊娠8か月頃の面談等の機会を活用して、妊婦の里帰り出産の予定の有無や里帰り先の自治体・医療機関について把握をするよう努めること。特に、妊娠8か月頃の面談等においては、里帰り予定の妊婦に対し、里帰り先で妊婦健康診査や産後ケア事業等の母子保健サービスを受けた際の償還払いの手続き等、里帰り出産をする際に必要な情報を提供すること。
- 2 里帰り先の市区町村において妊娠・出産・子育てに関する支援が必要となった場合には住民票所在地の市区町村に相談・連絡するよう説明するとともに、当該相談・連絡を行う際の市区町村の相談窓口の電話番号等の連絡先についても、情報提供を行うこと。

住民票所在地の市区町村と里帰り先の市区町村と連携

- 3 妊産婦より上記の相談窓口に対して支援の求めがあった場合、住民票所在地の市区町村より、里帰り先の市区町村に対し、妊産婦への支援を実施するために必要な調整を行うとともに、里帰り先の市区町村と連携をし、切れ目のない支援の提供に努めること。
- 4 妊産婦からの支援の求めがない場合であっても、伴走型相談支援における面談等の結果や医療機関等からの情報提供等を踏まえて、住民票所在地の市区町村において、当該妊産婦の里帰り先での支援の必要性を認めた場合には、当該市区町村は、当該妊産婦の同意の上で、里帰り先の市区町村へ妊産婦の支援に必要な情報を共有するとともに、妊産婦への支援を実施するための里帰り先の市区町村との必要な調整を行うこと。
- 5 里帰り先の市区町村においては、里帰り中に支援を行った妊産婦が住民票所在地の市区町村に戻った後も継続して支援が必要と考えられる場合は、里帰り先での支援経過や支援内容等について、当該妊産婦の同意の上で、住民票所在地の市区町村へ書面等で報告し、切れ目のない支援につなげること。

医療機関等との情報連携

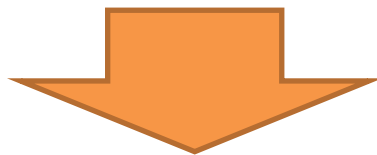
- 6 里帰りした妊産婦が里帰り先の産科医療機関等を受診した場合において、当該産科医療機関等が当該妊産婦への行政の支援の必要性があることを把握した際に、直接又は里帰り先の市区町村を通して住民票所在地の市区町村に対して、その旨を円滑に通知できるよう、都道府県及び市区町村が協力して、母子保健や周産期医療体制についての協議の場等を活用して、情報連携する仕組みについて検討すること。

※関係団体に対しても、里帰り出産をする妊産婦への支援について、市区町村と連携の上、支援いただくよう協力を依頼。

母子保健DXにおける現状・課題と対応の方向性（案）

現状・課題

- 妊婦健診や乳幼児健診は、現状、紙を中心とした運用となっており、紙の受診券・問診票の印刷や郵送、紙に記載された健診結果の手作業での入力等に係る事務的なコストや、住民にとっても紙の問診票への繰り返しの記載にかかる手間が発生している。また、情報活用の観点からも、住民・医療機関・自治体間の情報共有にタイムラグがあるといった課題がある。
- 乳幼児健診・妊婦健診については、令和5年度中にデジタル庁が開発する母子保健情報等の情報連携基盤を活用して、マイナンバーカードを健診の受診券として利用することや、マイナポータル等を活用して問診票をスマートフォンで事前入力する事業を希望する自治体で先行的に実施する事業が進行中である。
- 出産に当たって里帰りをする妊産婦が一定程度存在する中で、妊産婦への切れ目のない支援を提供する観点から、自治体間での母子保健情報が十分に共有できていない場合があるという指摘がある。



対応の方向性

- 令和5年度中に構築する情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）及びマイナンバーカードを活用した、母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けた制度改正を行うこととしてはどうか。
- その際、里帰りの妊産婦等に係る自治体間での情報連携についても、法律上の位置づけを明確化することとしてはどうか。

1. 情報連携基盤 (PMH) を活用した母子保健DXについて
2. 母子健康手帳の電子的な交付について

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付（母子保健法第16条第1項）。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項（省令事項）**：妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項（通知事項）**：妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加（育児日誌的性格も付加）
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

母子健康手帳に関する法令等

母子保健法

(母子健康手帳)

第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

4 前項の厚生労働省令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

母子保健法施行規則

(母子健康手帳の様式)

第七条 法第十六条第三項の内閣府令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつてこども家庭庁長官が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものによる。

一～七 (略)

<参考> 母子健康手帳の作成及び取扱い要領について (平成3年10月31日児発922号厚生省児童家庭局長通知)

1 母子健康手帳の作成

(1)～(3) (略)

(4) 母子健康手帳は、長期間使用するものであるから、紙質については丈夫なものを使用し、とじ方はミシンとじとする等工夫すること。

省令において示している母子健康手帳の様式

○ 母子保健法施行規則では、紙の母子健康手帳を前提として様式が定められている。

<このページは妊婦自身で記入してください。>
妊婦の健康状態等

身長	cm	ふだんの体重	kg	BMI
BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) (体格指数)				
○ 次の病気にかかったことがありますか。(あるものに○印) 高血圧 腎臓病 糖尿病 肝炎 心臓病 甲状腺の病気 精神疾患(心の病気) その他病気(病名)				
○ 次の感染症にかかったことがありますか。 風しん(三日はしか) (はい いいえ 予防接種を受けた) 麻疹(はしか) (はい いいえ 予防接種を受けた) 水痘(水ぼうそう) (はい いいえ 予防接種を受けた)				
○ 今までに手術を受けたことがありますか。 なし あり (病名)				
○ 服用中の薬(常用薬) ()				
○ 薬剤や食品などのアレルギー ()				
○ 家庭や仕事など日常生活で強いストレスを感じていますか。 はい いいえ				
○ 今回の妊娠に際し、心配なことはありますか。 はい いいえ				
○ その他心配なこと ()				
○ たばこを吸いますか。 いいえ(以前は吸っていた(1日 本)) はい(1日 本)				
○ 同居者は同室でたばこを吸いますか。 はい いいえ				
○ 酒類を飲んでいますか。 いいえ(以前は飲んでいた(1日 程度)) はい(1日 程度)				
※喫煙と飲酒は、赤ちゃんの成長に大きな影響を及ぼしますので、やめましょう。				
夫・パートナーの健康状態	健康	よくない	(病名)	

いままでの妊娠・出産

出産年月	妊娠期間・出産方法	出生児の体重・性別	現在の子の状態
年 月	妊娠 週	kg 男 女	

※妊婦についての悩みや、出産・育児の不安がある方は、市町村(子育て世代包括支援センター)、医療機関等に気軽に相談しましょう。

<1歳6か月児健康診査は、全ての市区町村で実施されていますので、必ず受けましょう。>

1歳6か月児健康診査
(年 月 日実施・ 歳 か月)

体重	kg	身長	cm
頭囲	cm		
栄養状態: 良・要指導	母乳: 飲んでいない・飲んでいる	離乳: 完了・未完了	
目の異常 (眼位・視力・その他)	なし・あり・疑 ()	耳の異常 (難聴・その他)	なし・あり・疑 ()
予防接種 (受けているものに○を付ける。)	Hib 小児肺炎球菌 B型肝炎 ロタウイルス ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ BCG 麻疹 風しん 水痘		
健康・要観察			
要精査 (精密検査実施日: 年 月 日)			
歯の状態	E D C B A A B C D E	むし歯の罹患型: O ₁ O ₂ A B C 要治療のむし歯: なし・あり (本) 歯の汚れ: きれい・少ない・多い 歯肉・粘膜: 異常なし・あり () かみ合わせ: よい・経過観察 歯の形態・色調: 異常なし・あり () (年 月 日診査)	

特記事項

施設名又は担当者名

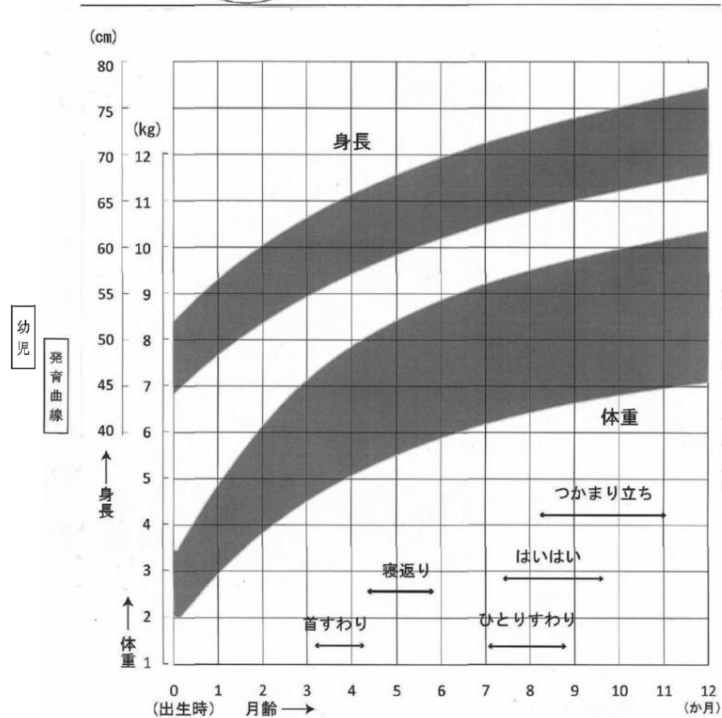
次の健康診査までの記録
(自宅などで測定した身長・体重も記入しましょう。)

年月日	年齢	体重	身長	特記事項	施設名又は担当者名
		kg	cm		

※むし歯の罹患型O₁: むし歯なし、歯もきれいなO₂: むし歯なし、歯の汚れ多い
 A: 奥歯または前歯にむし歯 B: 奥歯と上顎前歯にむし歯 C: 下顎前歯にもむし歯

<お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。>

女の子 乳児身体発育曲線 (平成22年調査)



首すわり、寝返り、ひとりすわり、はいはい、つかまり立ち及びひとり歩きの矢印は、約半数の子どもができるようになる月・年齢から、約9割の子どもができるようになる月・年齢までの目安を表したものです。お子さんができるようになったときに矢印で記入しましょう。

母子手帳アプリ




育児記録 - パパと育児 こどもの育児日記を家族で共有
赤ちゃんにも、両親にも気遣いを 家族にやさしい育児手帳

iOS 無料 Android 無料 [このアプリの詳細を見る >](#)



70万人が使ってる!
かんたん 育児記録アプリ
家族と共有 泣き声録音機能 タップで記録
メディアで大賞受賞



ベイビーノート (授乳ノート、オムツ替え、睡眠管理 等々)
赤ちゃんが親になったとき、子育てのやり方を教えてあげるために。

iOS 無料 Android - [このアプリの詳細を見る >](#)



24時間の記録 成長記録
日々や月々の記録
フォトアルバム 歯の記録
素早く優れた移植機能
日々の記録 予定の通知機能
プリント、データの書き出し



育児記録 - びよログ
赤ちゃんの成長を夫婦で共有。お出かけ中にミルクをあけたか確認できて安心

iOS 無料 Android 無料 [このアプリの詳細を見る >](#)

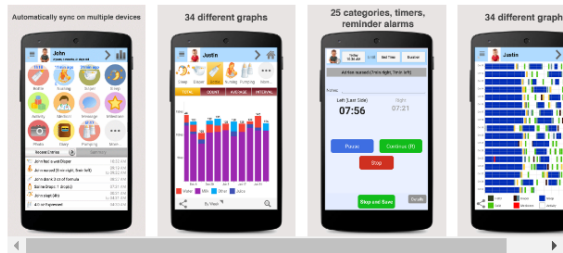


100万人のママ、パパが選んだ!
共有できる!
育児記録アプリ
片手で楽にかんたん
アイコンのデザイン



赤ちゃん日記 (Baby Connect)
育児日記だけで大丈夫? 赤ちゃんを多角的に記録する育児アプリ

iOS - Android 398円 [このアプリの詳細を見る >](#)



Automatically sync on multiple devices
34 different graphs
25 categories, timers, reminder alarms
34 different graphs



母子手帳アプリ 母子モ ~電子母子手帳~
予防接種管理はもちろん、写真付きで可愛く成長記録も残せる電子母子手帳

iOS 無料 Android 無料 [このアプリの詳細を見る >](#)



妊娠から出産、育児までをフルサポート
予防接種日を簡単調整
便利な自治体情報
毎日できたよ記念日
地域に合った母子手帳アプリ
お祝いメッセージ
お祝いメッセージ
お祝いメッセージ



母子手帳 + パパ ママと赤ちゃんの健康管理
母子手帳をスマホで管理! 過程がいつでも確認できます

iOS 無料 Android 無料 [このアプリの詳細を見る >](#)



AppStoreジャンル第1位! 赤ちゃん名づけ公式アプリ
妊婦検診やコロナ検査、子どもの検診のアプリ1つで簡単に管理できる!
お子様の身長・体重の成長曲線を自動で作成!!
胎動や胎動の記録、胎動の記録、胎動の記録

<https://app-liv.jp/lifestyle/housekeeping/2923/>

自治体における電子母子保健ツールの導入率

- 自治体における電子母子保健ツールの導入が進んでおり、現在、半数以上の自治体で導入されている。

令和4年度の導入率

(母子保健課調べ 速報値)

導入自治体数	回答自治体数	導入率
918	1741	52.7%

令和3年度の導入率

(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査 報告書より)

導入自治体数	回答自治体数	導入率
385	914	42.1%

※ 電子的な母子保健ツールは以下のいずれかに該当するものと定義

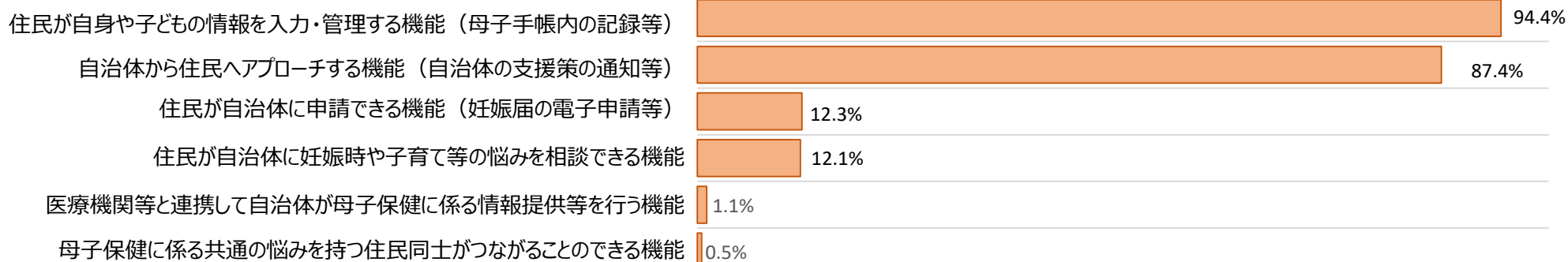
- ・ 子ども子育て領域に特化したアプリ（電子母子手帳、オンライン相談チャット）
- ・ 母子保健関連の機能を含む自治体の総合的なアプリ

電子母子保健ツールの機能と導入の効果について

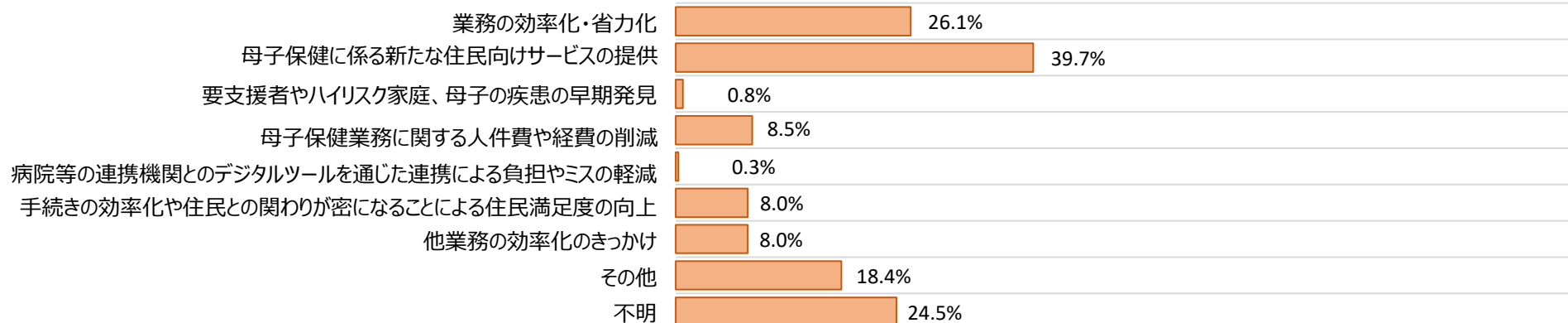
- ほとんどの電子母子保健ツールにおいて、母子手帳の内容を記録したり、自治体から住民へのアプローチを可能とする機能が搭載されている。
- 電子母子保健ツール導入によって、自治体業務の効率化・省力化や、住民向けの新たなサービス提供が期待できる。

全自治体向けアンケート（914自治体、回収率52.5%）

電子的な母子保健ツールに搭載されている機能



電子的な母子保健ツール導入による効果



母子健康手帳の電子的な交付における 課題と対応の方向性（案）

課題

- 母子保健法に基づき市町村が交付する母子健康手帳については、現状、紙の手帳の交付及び記載を前提として運用されている。
- 電子母子保健ツールについては、現状、半数以上の自治体で導入されており、住民の利便性の向上や自治体の業務効率の改善が期待される。
- 母子健康手帳の電子的な交付に当たっては、
 - ・ 電子化された母子健康手帳が最低限持つべき機能について
 - ・ 母と子の情報の連携や、母親以外の保護者を含めた情報の共有・管理の在り方について
 - ・ 電子化された母子健康手帳を原則とすることを旨とするに当たって、紙の母子健康手帳からの移行について等の課題について整理する必要がある。



対応の方向性

- 母子健康手帳の電子的な交付に当たって混乱が生じないよう、法的な観点を含め、課題とその対応を整理していくこととしてはどうか。